随意契約理由書

　本工事は、設置後１０年以上経過し老朽化した茨木地下駐車場の駐車場機械設備の補修を行うものである。

　同設備は、メーカー独自の技術が用いられ、本工事にあたっては、同設備に精通し、詳細な設計資料や専門知識等特別な能力が必要であり、設計・製作・据付を実施した住友重機械工業株式会社関西支社から同事業の事業継承を受けた住友重機械搬送システム株式会社大阪支社以外には、その能力を有するものがなく、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定により、住友重機械搬送システム株式会社大阪支社と随意契約を行うものである。